

IFRS16新リース会計により 劇的に変わる実務とシステムインパクト

【執筆者プロフィール】

異 俊介（たつみしゅんすけ）
株式会社プロシップ F S営業本部
部長兼IFRS推進室室長
2006年プロシップ入社。日本の
上場企業に向けた固定資産管理ソ
リューションの提案営業に従事す
る傍ら、2014年よりIFRS推進
室の責任者となり、現場で培ったノ
ウハウを基にIFRS任意適用企業
への情報発信を続けている。セミ
ナー講演実績多数。

1. はじめに

2016年1月に公表された
IFRS16新リース会計基準につい
て、本基準では2019年1月以降
に開始する事業年度より借手にお
けるリース契約は原則すべてオンバ
ランスを要求している。そのため、従来
請求書払いで業務が完結していたオ
ペレーティングリース契約に係る実
務やシステムに大きな影響をおよぼ
す事が想定される。ここでは、

IFRS16新リース会計の適用に伴
い劇的に変わる実務とシステム上の
課題、問題点を整理したい。なお、文
中の意見、及び解釈にわたる部分は
筆者の私見であることをあらかじめ
ご了承ください。

2. 実務への影響

(1) 開示資料の増加

IFRS16は主な定量的開示とし
て図1の開示項目を要求しており、
現在と比べ開示項目が増える事は確
実であるといえる。

■図1：IFRS16で求められる開示項目
(IFRS16第53・54項をもとに筆者にて作成)

①	使用権資産減価償却費 不動産を原資産とするもの 器具備品を原資産とするもの	100 200
②	リース負債に係る支払利息	10
③	短期リースの例外によるリース費用	20
④	少額資産の例外によるリース費用	30
⑤	変動リース料	40
⑥	転リースからの収入	50
⑦	リースにかかるキャッシュ・フロー合計	100
⑧	使用権資産の増加	50
⑨	セール・アンド・リースバック取引による損益	100
⑩	使用権資産の期末日時点の帳簿価格 不動産を原資産とするもの 器具備品を原資産とするもの	1,000 500

従来と異なる点として、まずファイ
ナンスとオペレーティングリースの区分
が廃止され、全ての借手リース契約に
対して開示が必要になる。更に開示対
象として建物賃借契約などの不動産に
関するリース取引も含めた開示が必要
となる。また③④の認識の免除規定を
採用している短期と少額資産リースは
これまで開示情報として必要がない項
目であったが、今後は開示対象に含ま
れるため、本社は経理は免除規定を採用
したリース契約についても情報管理が
必要となる点に留意したい。動産リー
スの場合はリース会社より同種の情報
提供がなされるケースが想定されるが、
リース会社とのやり取り以外のリース
契約がある場合は、いかにそれら契約
の開示情報を集めるかが検討のポイン
トとなる。

(2) 日本基準とIFRSの仕訳起票

これまで日本基準とIAS17号
(現行リース基準)では殆ど基準に
よる違いはなかったが、IFRS16
の適用に伴い日本基準とIFRSで
はオンバランス化範囲の違い(図2

参照)に大きな基準差が発生する。
そのため単体決算(日本基準)では
オペレーティングリースであるため
支払リース料仕訳で完結していた処
理も連結決算(IFRS)ではオン
バランスされるため、減価償却費と
利息に分けて仕訳を起票する必要が
ある。計上から契約満了に至る仕訳
のパターンは従来と比べ、4倍〜6
倍に増えると想定される。

■図2：日本基準とIFRS16の
契約区分の比較

ファイナンスリース オンバランス ※ex) 300万円以上	リース (オンバランス)
ファイナンスリース オフバランス ※ex) 300万円以下	
オペレーティングリース	不動産賃借契約
短期リース少額	
ファイナンスリース オンバランス ※ex) 300万円以上	リース (オンバランス)
ファイナンスリース オフバランス ※ex) 300万円以下	
オペレーティングリース	不動産賃借契約
短期リース少額	

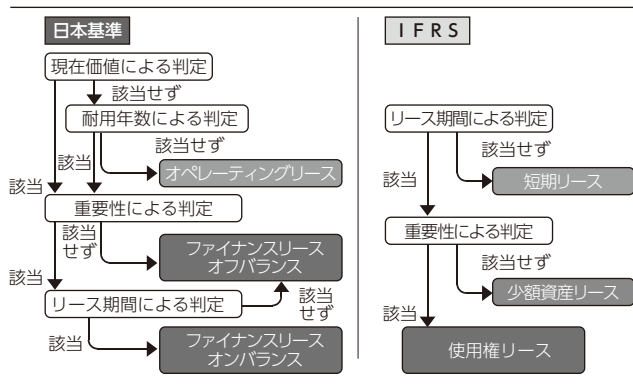
日本基準

IFRS16

(3) オペレーティングリースの 資産化に伴う業務の確立

これまでオペレーティングリース
はオフバランス処理を実施している
ため、各契約締結現場で業務が完結
し、本社は経理では情報を把握してい
ないケースがある。一方でIFRS16
ではオンバランス処理を要求してい
るため、仕訳起票や統制面の観点か
ら固定資産と同等の管理レベルが
必要になるため、業務プロセスの変

■図3：日本基準とIFRS16の判定ロジックの比較



更が求められる。まずは本社長経理部
が主体となり、各契約締結部署と本
社長経理とのリースやリテラシーを
踏まえた役割分担を検討し、状況に
合わせてワークシートの展開やシス
テム対応を検討する事が重要となる。

2. システムインパクト

(1) 複数帳簿対応

前述の仕訳起票が示す通り、特に
オペレーティングリース契約は今後
日本基準とIFRSで異なる仕訳起
票が求められる。1契約に対して基
準毎の残高管理やリース期間の保
持、利息計算においては、IFRS
はリース料総額から元本と利息を区

分する事を要求しているため、現行
の日本基準において簡便処理(利子
込み法)を適用している場合は、基
準毎に異なる会計処理が可能な仕組
みが求められる。またリース取引判
定も基準毎の差異(図3参照)があ
るため、効率化、正確性の担保の観
点からも人手を介さずシステムによ
る判定が最も効果的であると考えら
れる。

(2) 決算資料作成

図1の開示情報を作成するための
仕組みとして、使用権資産のクラス別
の増減情報や利息情報、免除規定を
採用した短期、少額資産リースの金額
を把握できる仕組みが求められる。

合わせて、決算資料を作成するため
の情報誰がいつ登録するかなど、イ
ンพุット情報の整理と各部署間の役割
分担が重要となる。具体的には部署単
位での権限や承認機能の設定、件数が
多い場合などはファイルによるデータ
連携やアウトソーシングの活用なども
視野に入れた検討が必要になる。

(3) 不動産リース対応

これまで不動産リース契約の多く
はオフバランス処理を実施してお
り、リース取引として識別していな
かった会社も多いため、本社長経理で

は情報を把握していないケースが見
受けられる。但し、今後はこれらの
契約もオンバランスの対象となり、
他のリース契約と同様に残高管理が
必要となるため、統制上の観点から
も現行の管理方法の延長で対応可能
か慎重に検討する必要がある。また
重要性があれば現行システムに追加
登録することや新規のシステム導入
も視野に入れた検討が必要になる。

(4) リース再測定機能

リース契約の条件変更時にはリー
ス債務の再測定が必要であり、これ
は日本基準では規定がなくIFRS
にのみ要求される処理である。変更
後の契約条件に合わせた帳簿価格の
修正と変更日から残りの契約期間で
償却計算、利息計算を実施する事を
要求している。不動産リースの家賃
交渉や再リース契約の更新など、1
契約に対して複数回の変更がある場
合など、実務上管理が相当複雑にな
る事が想定されるため、システム上
の必要機能となると考えられる。

3. 今後の展望とシステム対策

IFRS16は2019年から適用
開始となるが、前述の通り業務及び
システムに与える影響が大きく、特
に従来はリース会社から送られてく

■この記事に関するお問い合わせはこちらから

株式会社プロシップ
FS営業本部

E-mail: solution@proship.co.jp
URL: http://www.proship.co.jp

<本社>
東京都文京区後楽2-3-21 住友不動産飯田橋ビル
TEL.03-5805-6123 FAX.03-5805-6128

<西日本支社>
大阪府大阪市浪速区幸町2-7-6 大阪桜川ビル
TEL.06-6561-3155 FAX.06-6561-3105

今回のIFRS16の適用に伴い、
日本基準との違いが一層大きくなっ
たため、これまでのコンパージエン
スの流れからも将来的に日本基準の
改正も想定される。よってIFRS
に留まらず、将来的な日本基準への
対応も視野に入れた上で慎重かつ適
切な選択が求められる。